

裁判員経験者の意見交換会議事要録

日 時 平成30年6月4日（月）午後3時00分から午後5時24分まで

場 所 横浜地方裁判所中会議室

参加者等

司会者 片 山 隆 夫（横浜地方裁判所第4刑事部部総括判事）

裁判官 中 川 卓 久（横浜地方裁判所第4刑事部判事）

検察官 鈴 木 久美子（横浜地方検察庁検事）

弁護士 齋 藤 守（神奈川県弁護士会所属）

裁判員経験者1番 60代 女性 （以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 30代 男性 （以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 50代 男性 （以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 40代 女性 （以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 52歳 男性 （以下「5番」と略記）

裁判員経験者6番 50代 女性 （以下「6番」と略記）

議事要旨

（司会者）

ただいまから裁判員経験者と法曹三者の意見交換会を始めます。

この会の趣旨は裁判員制度実施後、当裁判所におきましても数多くの裁判員裁判が実施され、事例や経験が集積されておりますが、法曹三者の立会いのもと、できるだけ多くの裁判員経験者の方から御意見や御感想を伺い、交換する機会を設けることで、今後の制度の運用の参考にさせていただくというものであります。

本日は6名の裁判員経験者に参加していただきました。お忙しい中、御協力いただきまして誠にありがとうございます。

この6名の方々は昨年3月から今年2月までに判決を言い渡しました事件に裁判員として関与された方です。先ほどの趣旨を踏まえ、率直な御意見、御感想をおっしゃっていただきますようお願いいたします。

また、本日は法曹三者にも参加していただきました。まず自己紹介を順番にお願いしたいと思います。

では、中川裁判官、お願いいたします。

(裁判官)

裁判官の中川と申します。私は前任庁では3年間、横浜地裁では今年の4月から裁判員裁判を担当しております。本日は皆様からの御意見や御感想をお伺いして、よりよい裁判員裁判を実現させるための参考にしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会者)

続いて、鈴木検察官、お願いいたします。

(検察官)

検察官の鈴木と申します。よろしく申し上げます。私も4月から公判を担当する部署に参りまして、その前はしばらく捜査を担当しておりましたので、公判の経験は久しぶりになります。裁判員裁判も先日1件、こちらでやらせていただいただけですので、今日はせっかく貴重な御意見をいただけるので、今後の執務の参考にしたいと思っております。よろしく申し上げます。

(司会者)

齋藤弁護士、お願いいたします。

(弁護士)

神奈川県弁護士会に所属しております齋藤守と申します。私は裁判員の公判が10件以上、多分12件ぐらいやっていると申します。今回この事件の中で私が担当したものはないのですが、弁護人に対して良かった点、悪かった点を率直に言っていただければ、それをフィードバックすることは可能ですので、今日は是非ともそういう御意見をいただければと思います。よろしく申し上げます。

(司会者)

申し遅れましたけれども、本日の司会を務めさせていただきます横浜地裁第4刑

事部の片山でございます。平成28年4月に当裁判所に参りました。それまでは静岡県沼津、さいたまでも裁判員裁判に携わりました。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、意見交換に入りたいと思います。

最初の話題として、裁判員を経験しての全般的な感想を伺いたいと思います。皆様には、裁判員に選ばれたときと実際に裁判員として職務を全うしたときとでは、御自身のお気持ちに違いはあったでしょうか。この点についてお伺いいたします。

まず裁判員経験者1番の方が担当された事件は殺人、死体損壊、死体遺棄ということで、被告人2名が共謀の上、被告人のうちの1名の自宅において被害者に対して殺意を持って睡眠薬を混ぜた食物を食べさせた上、顔面等を殴り、包丁様のもので被害者の首を突き刺すなどして、その頃、被害者を不詳の原因で死亡させて殺害し、更に、別の場所で被害者の死体を損壊して遺棄したというものでしたね。

1番の方、裁判員に選ばれたときと職務を全うしたときとで、お気持ちの違いなどについて御感想をお話してください。

(1番)

選ばれたときは、どうしようというのがまず一番にありました。私でいいのかなという感じがして。

来て、皆さんと徐々にお話をするようになって、同じ事件を扱ううちに割と仲良くなったというか、朝来たときから意見交換が始まるような感じで話し合いをするようになって、分からないところもみんなで、これはどうだったね、あれはどうだったねと話しながらやって、徐々に分かってきたのだけれども、やはり少し怖かったのが先にあります。

帰るときに職員さんが前に出て、安全だからどうぞお帰りくださいと言われるのですけれども、その意味が初めは分からなくて、誰かが付いてくるのかなとかも思ったりしました。だから、帰るときは来た道と違う道を通ったり、電車を一個前の駅で降りたり、一個乗り過ぎしたり、いろいろな感じでしばらくは帰っていました。

そうでないと怖くて。だから、ほとんど外には出なかったですね。それで、横浜の方に来るのも、また会うのではないかなと思うと、極力横浜は避けようと思いました。

やったら、よく内容が分かってきたのか、裁判の刑が出ると、やはりこういう感じでこの人たちも悩んでこの年数になったのだろうなど、違う目で見られるようになりました。だから、やって良かったのかなと今は思いますけれども、その当時はちょっと嫌だなと思っていました。

(司会者)

1番の方は選任手続期日も含めると全部で15日間、裁判所に来ていただいたようですねけれども、やはり長く感じられましたか。

(1番)

判決というか、そこになるまでには少し短いような気もしました。

何しろどうしてなったのかが分からないし、どこまでやっても平行線みたいな感じで出てこないし、どうやって聞いていいのかも全く分からなかったし、自分たちが聞けるときは少ないではないですか。後になって、あのときにこれを聞いておけば良かったのだなとか、そういうものがすごく多くて、だからちょっと困ったなど。

でも、15日という結構長かったですね。約3か月、1月から3月までありましたから。いい経験をさせていただきました。助けていただきました。

(司会者)

ありがとうございました。

1番の方がおっしゃったのは、証人尋問などを聞いて、もちろん裁判員の方が聞く機会があるわけですねけれども、そのときに思い付かなかったことが、全部証拠調べが終わってよいよ評議になると、これも聞けば良かった、あれも聞けば良かったという思いになってきて、しまったな、もう一回証人尋問はないかなという思いになるということでしょうか。

(1番)

はい、そうです。

(司会者)

ありがとうございました。

裁判員経験者2番の方が担当された事件は強盗致傷、窃盗、傷害ということで、被告人2名が2名のみで、又は他の共犯者と共謀して、引ったくり窃盗を7件繰り返し、その際、2名の被害者にけがを負わせ、更に路上で強盗致傷を2件行い、その他に自動車窃盗と万引き窃盗を行った、全部で11件の事件でしたね。

2番の方、裁判員に選ばれたときと職務を全うされたときとで、お気持ちの違いなどについて御感想をお話してください。

(2番)

選任のときは、選ばれないなという気持ちで抽選を受けて、そうしたら自分の番号になってしまったので、少しやりたくないなという気持ちはありました。

でも、終わってみれば、あんな貴重な体験ができて良かったなと思っています。

(司会者)

2番の方は選任手続期日も含めると全部で11日間、裁判所に来ていただいたようですけども、長く感じられましたか。

(2番)

最初は長いかなと思いましたが、評議は4日ぐらいしかなかったので、その11個の事件をいろいろな証言、加害者の方とかの証言を合致させるために証言を思い返したり見返したりするのが、4日では短いなどは少し思いました。

(司会者)

結構タイトな印象が残っているということでしょうか。

(2番)

そうですね。

(司会者)

ありがとうございました。

裁判員経験者3番の方が担当した事件は強盗致傷ということで、被告人が、公園内において、被害者に対し、その頭髪をつかんで顔面を地面にたたきつけるなどの暴行を加え、財布を出せなどと言い、現金約2000円を強取し、その際、全治約7日間を要する傷害を負わせたというものでしたね。

3番の方、裁判員に選ばれたときと職務を全うされたときとで、お気持ちの違いなどについて御感想をお話してください。

(3番)

選ばれたときのことを今、思い出しているのですけれども、集められて、自分の番号がぱっと表示されて、そのときにショック、ショックというのはいいショックでもないし悪いショックでもない、何か衝撃がぱんと来まして、そのテンションがずっと終わるまで続いているような感じ、ちょっと自分ではない感じをずっと最後まで、無意識のところまでそういうテンションがあつて、私はこれを緊張と言っているのか何と言っているのか分からないのですけれども、今まで経験したことのないテンションをずっと感じていました。

終わって、徐々にそれが戻っていったのですけれども、それぞれの場面ではベストは尽くしたと思うのですが、少し気持ちが高ぶったような気分が続いていたので、冷静にちゃんとできたかなと。自分はできたと思うのですけれども、そういうことを後から思うと、少し特殊な時間が過ぎた気がします。

(司会者)

ありがとうございました。

3番の方が担当された事件は、被害者の方が証人として出廷されずに、当初の予定が変わって新たに4日間、日程を追加し、当初の日程より1か月以上先に判決を言い渡したというものでしたね。

(3番)

はい。

(司会者)

結局、選任手続期日を含めると全部で10日間、裁判所に来ていただいたようですけれども、長く感じられましたか。それとも、テンションがずっと上がったままで、長いも短いもなかったのでしょうか。

(3番)

そうですね。時間的な感覚というよりも、証人が出てこられない、尋問もできないということで、情報が少ない中で何らかの方向をつけていかなければいけないというのと、待ちの時間もできてきた。

その待ちの時間で自分的に、こういうことはないだろうかとか、いろいろ考えてしまう。その中で出された証拠にはそれがない場合、それを聞いてもいいのだろうかとか、そういうことがいっぱい浮かんだという記憶がございます。

(司会者)

ありがとうございました。

裁判員経験者4番の方が担当した事件も、3番の方と同じ事件でしたね。

(4番)

はい。

(司会者)

4番の方、裁判員に選ばれたときと職務を全うされたときとで、お気持ちの違いなどについて御感想をお話してください。

(4番)

私は裁判員制度が始まる時に、制度広報を関係機関の方が大々的にやられているときに、裁判員制度とは何かみたいな制度広報のビデオを拝見する機会がありまして、それを拝見してから、自分がもし選ばれたら是非やってみたいなと思ったときから10年以上経って通知が来たので、来た、という感じで、これはやってみたいなとかなり積極的な気持ちで臨みました。

職務が終わった後も、やはりいい経験だったなと思いますし、自分はもちろんなのですが、子どもも裁判所からいただいた小冊子などを家で読んでいたり、ちょう

ど学校がお休みだったので私が担当している裁判を傍聴にも来ていて、30分程度しかもたなかったのですけれども、被告人と意外に距離が近かったとか、帰ってから感想を言っていて、時間が経った今でもたまにそういうことを家族で話したりもしますので、とてもいい経験になったと思います。

(司会者)

ありがとうございました。

ただ、当初の予定と大幅に異なって日程が1か月半も延びてしまったりという事態がありましたけれども、お子様の育児の関係もおありだと思いますが、かなり御苦労があったのではないのでしょうか。

(4番)

そうですね。私の場合はたまたま母がサポートしてくれたので、予定はつきやすかったのですが、やはり小さいお子さんをお抱えだと少し厳しい面もあるかなと思います。育児サービスなどが使えるというお知らせもあったのですが、具体的にどういうふうに使ったらいいのかが分かりにくいなと思いました。

(司会者)

ありがとうございました。

裁判員経験者5番の方が担当した事件は傷害致死ということで、被告人が運転していたバイクを道路上で停車中、その直前に立った被害者に向かってバイクを発進させ、バイクの後部に被害者がつかまったのに、そのままバイクを走行させ、右に左に転進して加速する暴行を加え、被害者を対向車線に転倒させ、対向車に被害者をれき過させて傷害を負わせ、死亡させたというものでしたね。

5番の方、裁判員に選ばれたときと職務を全うされたときとで、お気持ちの違いなどについて御感想をお話してください。

(5番)

まず選ばれたときの感想ですけれども、日常生活で裁判所から自宅に書簡が届くというようなことはないので、何かやらかして誰かが訴えられたのかなと思ってど

きどきしながら開けると、そういえばこういう制度があったなど、実際に裁判員制度に対しての知識がものすごく薄れていた時期に、しかも仕事とかとのいろいろな兼ね合いで、ちょうどこの時期に、自分が自由に使おうと思っていた仕事等もいろいろ含めて、ちょうどかち合ったので、これはやりなさいよということだなどと思って、やりたいですとすぐ返事を出したので、とても光栄だなどと思いました。

全うしたかどうかは、ずっとこれで良かったのかなとか、他の考え方をもっと述べるべきだったのかとか、いろいろな場面で、特に事件があった場所を通ったり同じようなバイクとかトラックを見ると思い出したりして、少し胸が痛んだりすることもあります。

この裁判というものに対して、終わってから仲間たちとか後輩、先輩たちとこういう制度について話す機会があると、やはり一般的な認知は非常に低いし、自分が選ばれても絶対やらないよという意見が圧倒的に多いのが非常に残念だなどと思います。私はスケジュールなどは何とでもして経験すべきだと勧めているのですが、やはりまだ一般的にはまだ認知が以前よりも落ちているなということを感じます。

もう少し裁判というものが一般社会の中でも、私はいろいろなニュースとか新聞とかで事件の話を見たり聞いたり読んだりするときに、非常に身近なものとして事件そのもの、判決がどうだったとか、いろいろなことももちろんなのですが、広く裁判はどういうふうに行われて、結局どういうふうに至ったのだろうかということまで考えるような習慣がつくようになって、それはすごく重要なことで、事象が起きて判決というものが出る間に、ただ単純なものだけではないのだということは、もっと一般のごく一般的な人、特に低年齢のこれからいろいろな進路を考えるような中学生や高校生とかに実感として感じてもらいたいなどと思いました。

非常に満足度は、やって良かったというのは、終わってみてからは増しました。

後悔は、裁判員制度にせつかく参加させていただいた後、まだ一度も傍聴できていない、傍聴席から見た裁判というのをまだ経験していないのが後悔としては現在

残っているので、また今日を機会に早目にスケジュールを照らし合わせて、ここは行けるなと思ったらスケジュール帳に書き込もうと思っております。

少し長くなりましたが、以上です。

(司会者)

ありがとうございました。

最後に、裁判員経験者6番の方が担当した事件は傷害致死ということで、保育士である被告人が、託児所内において、預けられていた生後4か月の被害者に何らかの暴行を加えて傷害を負わせ、死亡させたというものでした。

6番の方、裁判員に選ばれたときと職務を全うされたときとで、お気持ちの違いなどについて御感想をお話してください。

(6番)

裁判員候補者名簿に登録されたのが1年前ということで、もう忘れたころに、選任の日においでくださいというのが年末ぐらいに来ました。私の中では、もうないなと思っていたときに選任に来てくださいということだったので、そういえば裁判員候補者名簿に登録されていたなというのを思い出したという感じです。

行ってみましたら、内容的にも痛ましい事件ということで、お子さんの解剖した画像とかもあるしということで、私はこういう子どもの事件とかがとても苦手で、いつも新聞は飛ばして読まないし、ニュースはチャンネルを変えてしまうということをしていたので、心の中ではずっと外れろと思っていたのですが、自分の番号が出てしまって、これは神様が人としてきちんとこういう事件に向き合いなさいと言っているのだなと思って、臨ませていただきました。

審理の最中もかなりつらい内容のことも続いていたのですけれども、裁判員と一緒にいらした方が皆さんいい方だったのと、裁判長がとてもソフトな感じの方でしたので、とても助けていただいて、何とかやれたと思います。

一番心配だったのは、被告人本人が否認していたということで、その人しかその場にいなかったし、状況証拠でしか判断できなかったということで、もしかして冤

罪みたいになってしまったら怖いなというのはとても感じました。一番先に、それを私が判断していいのかなというのはとても思いました。

終わった後もずっと考えていたのですけれども、多分人間はそういうことは忘れるみたいで、今回、新たにまた記憶がよみがえったなという感じです。

(司会者)

6番の方は選任手続期日も含めると全部で12日間、裁判所に来ていただいたということになりますが、やはり長く感じられましたか。

(6番)

そうですね。間に仕事にも行っていましたが、気持ちの切り替えがなかなかできなくて、勤め先の関係で、小さいお子さんというのも目にしますし、長さは分からなかったですけれども、気持ちを一般生活と切り替えていくことの難しさというのは少し感じました。

(司会者)

ありがとうございました。

それでは、次の話題に移らせていただきます。

今回、皆様が担当された事件は、いずれも裁判員の方々が選任手続期日も含めて10日以上という比較的長めの期間、裁判所へ来られたという点で共通いたします。審理及び評議の時間が長くなったのは、事件の数が多かったり、被告人が全部又は一部の事件について事実を争っていたからだと思います。

そこで、まずお尋ねしたいのは、審理の内容は分かりやすかったでしょうか。

審理の内容の分かりやすさの基準というのは人それぞれだと思いますけれども、ここでは担当された事件について何が争点なのか、あるいはその争点に関連して、何でこの証人尋問を行っているのかななどを十分に御理解いただいた上で審理に立ち会われていたのでしょうか。

1番の方、審理の内容は分かりやすかったでしょうか。

(1番)

初めは何が何やらさっぱり分からなかったです。裁判長とか皆さんがいろいろと優しくこうですよと言ってくれたので、徐々に内容が分かってきたというのは確かです。

それと、暴力団関係者だったので、その道のそちらの空気というのが全然分からないし、これは向こうの人の常識で、私たちには常識ではないと思っていることが結構ありまして、すごく難しかったなというのと、皆さん、どうでしょうねと、みんなで話し合ったという感じですね。いろいろなことを教えていただきながらやらないと全然分からなかったです。

そのうちに、何回かやっていくと、聞いていて大分分かってくるようになりました。自分の感情が入ってしまうと駄目ですので、自分の感情は抜きで、大体第三者の目みたいな感じで、こうではないのかなというふうに自分で理解するようにはしていったつもりです。自分の意見だと、もう悪いとか思ってしまうと、絶対裁判はできないと思いましたので。

やはり一つのをやるというのは大変なことなのだなとすごく分かったという感じですね。

(司会者)

ありがとうございます。

1番の方が担当された事件は、被告人2名が事前に被害者殺害について共謀していたのか、要するに事前共謀の有無ということが争点だったわけですがけれども、これは1日目の公判では分かったということでよろしいのでしょうか。

(1番)

はい。二人が全然違うことを言っていましたので、どちらを信じていいのやらというのはありましたね。

(司会者)

確かに今おっしゃったように、被告人同士も互いに言い分が違っていて、これに検察官も加えて三つ巴で争われていたようにも思うのですがけれども、審理中にやは

り戸惑うことが多々あったということでしょうか。

(1番)

そうですね。分からないという顔を見ると、検察官の方がもう少し優しく言い替えてくださったりして、すごく助かりました。やはりそちらの言葉で言われても少し分からないところがあったりしました。

多分検察官の方も、優しく教えていかなければいけないというのは大変だったのではないかなと思いました。

(司会者)

審理中に検察官あるいは弁護人の目と目が合ってしまったとか、こちらを見ているのだなと感じられたことはありましたか。

(1番)

ありましたね。私の席からだとは被告人ではなくて検察官がよく見えていたので。そして、分からないという顔をすると言葉を替えて説明してくれたので、よく分かりました。

(司会者)

1日目で把握されたということですがけれども、それは冒頭陳述というプレゼンみたいなものが検察官と弁護人からあったと思うのですがけれども、それは1番の方にとってみると分かりやすかったということなのではないでしょうか。

(1番)

そうですね。その言われたことに対しては、そういう感じだったのだなということで、すごく分かりやすくは聞けました。

(司会者)

ありがとうございました。

続けて、2番の方は審理の内容は分かりやすかったでしょうか。

(2番)

法廷に行く前に裁判官の方から、そのときのポイントだとかを分かりやすく説明

していただけたので、理解した上で臨めたとは思いますが。

ただ、起訴された事件が11件だったのですが、起訴されていない部分の事件もかなりありまして、加害者の人が今回二人いらっしやって、その他に少年の方も二人いらっしやいまして、どの事件をやったのかというのも、その方がおっしやっているのが記憶が曖昧になってしまったので、そういう事実関係が合っているのかどうかが分からなかったこともあったので。

(司会者)

2番の方が担当された事件は今おっしやったように11件あって、どうもそのうちの3件で引ったくりの際の暴行を共謀したのかどうかとか、あるいは強盗を共謀したのかどうかというところは争いがあったということですね。

あるいは、この被告人2名の他にも共犯者がいて、それが少年、20歳未満の者が共犯者になっているということで、その証人尋問も行われていたようですね。

やはり11件、あるいはその他の余罪ということも含めていくと、どの事件についてしゃべっているのかということが、証人自身もこんがらがっているし、聞く方もなかなか分かりにくいという御経験だったのでしょうか。

(2番)

そうですね。整理するのが少し大変でした。

(司会者)

最初の1日目に冒頭陳述があったと思うのですがけれども、そこでは起訴された全11件の内容は一応説明はあったのでしょうか。検察官あるいは弁護人からは。

(2番)

そうですね。

(司会者)

それだけではあまり飲み込めないような感じですか。大体全体像は分かったという感じなののでしょうか。

(2番)

そうですね。

(司会者)

先ほど法廷が始まる前に、裁判官の方からここがポイントだというような説明があったというのは、例えばこの事件について、これからこういう証人が出てくるけれども、そのポイントはここだとか、ここについて証言してくれるはずだという説明があったということによろしいのでしょうか。

(2番)

そうですね。争点は強盗致傷なのか窃盗と傷害なのかで、刑期が結構重くなったり軽くなったりするので、そこが、この子たちが共謀したのかというのが争点だったので、そういうポイントを聞いた方がいいですよとおっしゃっていました。

(司会者)

ありがとうございました。

3番の方は御自身が担当された事件の審理の内容は分かりやすかったですでしょうか。

(3番)

結果的には全容をちゃんと把握することはできたのですが、途中、進んでいくところでは、細切れに事実が分かっていくので、ちゃんとイメージを作ってそれを時系列でつなげたり、他との同時進行している関係性を頭の中で一つのイメージを作るのに結構精一杯な感じで、この自分のイメージでいいのだろうかとか、示されている情報ではぼんやりした部分も持ちつつも、進まなければいけなかったのに、自分としては少しぼんやりした部分があったなという気はしています。

(司会者)

ありがとうございました。

4番の方はいかがでしょうか。審理は分かりやすかったですでしょうか。

(4番)

審理は、いただいた資料などがちゃんと時系列で、事実関係や争点も図などを用いて分かりやすいものだったので、それでかなり理解できました。

とにかく被害者の方が出廷されないので、出てきてくれたら供述の信用性をもっと検討できるのになとずっと思いながら、いろいろな情報で最後の決断を出したという感じなのですが、内容は分かりやすかったです。

(司会者)

3番、4番の方が担当された事件は、おっしゃったように公判1日目に被害者の証人尋問を予定していたのだけれども、被害者が裁判所へいらっしゃらずにいて、3日目、4日目もいらっしゃらなかったという事態になって、結局はその被害者の捜査段階での供述調書が証拠として採用され、その捜査段階の供述調書の信用性があるのかなのかということが裁判のポイントになったようですね。

もちろん弁護人の方は、その供述調書の採用に強く反対していたという流れがあったわけですが、その間の訴訟手続については裁判官からの説明とか、あるいは法廷でのやり取りで御理解の方はどうだったのでしょうか。

(4番)

訴訟手続というのはどういうことですか。

(司会者)

専門用語で言うと、捜査官に対する供述調書というのは、第三者が入っているので伝聞証拠という言葉が使われます。それに対して法廷での証言は、判断者に対して直接話をするというので、これは直接的な証拠になるわけです。

望ましいのは直接的な証拠になるわけですが、やむを得ない場合はそういう供述調書も証拠として採用することができるという法の決まりにはなっているのですが、その間の手続については皆様には説明がなされたのでしょうか。

まずは4番の方、お願いします。

(4番)

法廷の場では、弁護人の方、検察官の方、それぞれに伝聞証拠の採用について刑事訴訟法何条の何でと、弁護人の方は刑事訴訟法何条で反対しますみたいなやり取りがありまして、条文を言われてもなと思っていたのですが、その後、評議室に帰

って裁判官の方が、こういうことでと説明いただいたので、そういう手続もあるのだなと分かりました。

(司会者)

3番の方も同じですか。

(3番)

同じ意見です。

(司会者)

要するに体調が十分ではない被害者の方がいて、その被害者の方を診ていたお医者様の話などから、どうもこの方は裁判所に来ることは無理、あるいは非常に困難ということがやむを得ない事由になるのかどうかというのが一つの争点になっていたという理解ですけれども、そういう話が出てきたということによろしいでしょうか。

(3番・4番)

はい。

(司会者)

ありがとうございました。

5番の方、御担当された事件について審理の内容は分かりやすかったですでしょうか。

(5番)

だんだん分かりやすくなってきました。最初に一番頭にあります、公訴事実の読み上げがあって、この事件はこういう事件ですよというイメージからまず我々、素人は入っていくので、そのイメージというのは結構強いのですが、実はいろいろな検察官の方々、弁護人の方々などの話を聞いていると、随分それとは異なってくることも多々出てきたりして、結局ここに戻って、まず公訴事実をちゃんと読んで、その軸は乱れないようにというのは気をつけていたのですが。

裁判官の方が二人、それぞれの休憩時間に法廷で行われたことに対する予習、復習というのか、それを非常に丁寧にやったださって、比較的時間も余裕を持つ

て質問まで受けていただけるような時間を持って、また法廷に戻るという段取りを踏んでいただいたので、全体的には分かりやすく進んだ審理だと感じています。

(司会者)

5番の方が担当された事件は、バイクを運転していた被告人が被害者に対して暴行を加えたと言えるのかということが最初なのですが、更に正当防衛が成立するののかということが弁護人の方から主張されていて、1日目の公判でどの部分が暴行に当たるのか、はたまた正当防衛が成立するののかということも、冒頭陳述では説明があったようにも思うのですけれども、最初から全部理解できたかということ、やはり徐々に理解できたという感じでしょうか。

(5番)

そうですね。実際、最初に公訴事実を読まれて、自分で理解をしたときは、この事件が被害者と呼ばれる方が命を落とされるまでに四、五秒の出来事という事実を理解できていなかったです。

それを考えてみれば、四、五秒の出来事でというのが後で付いてくると、余計に意見もあちらへ行ったりこちらへ行ったりの争点がさまざま出ましたので。

ですが、非常に意義のある話し合いであったのではないのでしょうか。

(司会者)

ありがとうございました。

6番の方は御担当された事件の審理の内容は分かりやすかったですでしょうか。

(6番)

最終的に多分私たちが審議しなければいけなかったのは、被告人が本当に有罪なのかどうか、本当に犯人なのかということを見極めようということだったと思うのです。

それに至るまでの間に、結局、被告人の方は自分がやっていないと言うので、そういう状況証拠としてこの人がやったのであろうということを検察側が証明しなくてははいけない。それは医師を呼んだり解剖したりして、いろいろ具体的にやってい

くのですけれども、こういう状況証拠がありましたというのを一つ一つまず理解しなくてはいけない。最終的に、弁護人の方は、その医師の言っていることは少し疑問がありますねとか、証人の方には、前回と違った内容の供述をしているようなところがありませんかみたいなことを間に入れてきたりするのです。

そうすると、私たちは今ここで何についての見極めをしなければいけないのかというのがだんだんぶれてきたりして、それを一旦休廷になったときに評議室で、先ほどの検察官の意見と弁護人の意見で、ここでの論点は何だろうというのをもう一度裁判長とかとみんなで確認し合って、次の法廷に行くという段階を何回か踏ませていただいたので、それはすごく分かりやすかったなと思います。

(司会者)

ありがとうございました。

それでは次に、審理の内容の分かりやすさという観点から、検察官及び弁護人の活動について率直な御意見、御感想を聞かせていただきたいと思います。ここでは、検察官と弁護人とで分けてみたいと思います。

まず検察官の活動ですけれども、最初に冒頭陳述というものがあります。プレゼンテーションみたいなものですね。それから、採用された証拠書類の取調べ、例えば現場の写真とか供述調書の朗読というものがあり、更に証人や被告人に対する質問、最後に論告、求刑というものがあつたと思います。

皆様から見て、この点は分かりやすかったとか、ここは分かりづらかったとか、ここは改めた方がいいとか、御自身が担当された事件についておっしゃっていただきたいと思います。

それでは、今度は6番の方からお願いしたいと思います。検察官の法廷での活動についてです。どうぞよろしくお願いします。

(6番)

検察官の活動で主尋問とか被告人に対する質問とか尋問の意図というのは、とても分かりやすかったと思います。

最初にいろいろな一覧のものを用意してくださって、この時点でのここは何が争点ですというのを、具体的に一覧で可視化できるようにした表をくださいました。それに基づいて一つ一つ潰していったということがありました。

あと、論告の内容も結果的には最初にいただいた表に基づいた論告で、最終的には求刑が何年というのと、傷害致死なので、私たちが想像しているよりは一般論としては少し軽めの求刑が出ているというのも、グラフとして可視化してくださっていて、それと比べてもこの件は重大事件なので求刑何年ですという論告の仕方だったので、非常に納得がいったといいますか、有罪か無罪かを話し合った後に結局刑を出さなくてはいけないので、それに関しては非常に参考になりました。

(司会者)

ありがとうございました。

6番の方が担当された事件というのは、被害者の母親と友人の他に4人の医師が検察側の証人となったようです。検察官のいわゆる専門家に対する尋問については、先ほど分かりやすかったとおっしゃいましたけれども、どのようなところが分かりやすかったのでしょうか。

(6番)

一番分かりやすかった点というのは、医師の発言を妨げないという言い方は失礼なのですけれども、医師ですので非常に論理的にもともと分かりやすく説明してくださっていると思います。なので、その流れに対して無駄な質問はしないといいますか、そういう感じがありました。

私たちは素人ですので、まず医師の言っていることを理解すること自体がかなり難しいのです。そこにあまり専門的な質問をされると、かえって混乱してしまうかなというのが私の中にあっただので、これに関しては医学的な説明だけというところで理解しておけばいいなというのは非常に良かったと思います。

(司会者)

間違っているかもしれませんが、検察官の質問態度がそのような専門家に

対して裁判員の人たちと同じ目線というか、素人目線で聞いてくれたから分かりやすかったとか、そういう感じなのでしょうか。

(6番)

それもあつたのかも分からないですけども、あまりにも専門的過ぎて、頭蓋骨内のラムダ縫合線と言われましても、全然そこ自体がまず分からないので、そういった点から引き戻っての質問という感じでしたので、非常に良かったと思います。

(司会者)

あと、一覧表があつて可視化されていたとおっしゃったのですけれども、これは最初の事件の初めの検察官の冒頭陳述のときに、この事件の検察側から見た鳥瞰図というか、このような証拠などから見れば被告人は犯人であるというような一覧表なのでしょうか。

(6番)

そうです。

(司会者)

そうすると、それをずっと手元で見て、証人尋問のときに見るとか、そういうことをしたのですか。

(6番)

そうですね。4人の医師がいらっしゃいますけれども、それぞれの医師をなぜ呼んだかというのがそれで分かりました。小児科医、脳外科医、法医学、最終的には幼児虐待の医師という感じになっていましたので、それぞれの医師たちがいらしている意味があることが分かったと思います。

(司会者)

ありがとうございました。

では5番の方、御自身が担当された事件における検察官の法廷での活動についてですけども、御意見、御感想をお願いいたします。

(5番)

弁護人の方とも共通する部分でもあるのですが、証人をどの方とするのかというのがものすごくポイントとして、有利、不利という言葉が裁判で使っているのか、不適切なのかは分かりませんが、それが非常に分かりやすく、裁判の被告人が犯人であることを証明するために必要だから、この人の説明及び専門知識の力を借りて法廷で発言をされたり質問をされたのですが、すごくその証人の説明であったり、いろいろな専門的な言葉ばかり使われる方、分かりやすく説明される方、いろいろいらっしやいましたけれども、それによって随分混乱というか、裁判員裁判として参加した者としては、すごく惑わされる原因にはなった印象がありましたので、ここは難しいなということです。

そして、検察官の方の進行、質問の仕方であるとか、質問に対しての返答に対しての補足であるとか、そういうものはこのとき担当されていた検察官の方は非常に分かりやすく説明されていた印象は残っています。

(司会者)

5番の方が担当した事件は、被告人がバイクを運転していて、そのバイクの後部をつかんでいた被害者がどこまで引きずられたのかとか、対向車線にはみ出した後、どのような形でひかれてしまったのかといったことについては、交通工学とか法医学の専門家を検察官も立て、弁護人も立てて証人尋問をやっていたということでしたね。

(5番)

はい。

(司会者)

検察側の証人の方の話を知ると分かるのだけれども、今度は弁護人が用意した証人の方の話を知ると非常に迷う、あるいはこんがらがってきたと、そんな印象なのではないでしょうか。

(5番)

そうですね。最初、検察官が立てられた証人の方がおっしゃることはなるほどと

思ったのですけれども、今度は弁護人が立てられた方の話を聞くと、これは検察官が立てられた証人の方の説明というのは随分無理があるのではないかなと感じたりしました。

(司会者)

ありがとうございました。

では次に4番の方、御担当された事件の検察官の法廷での活動についてはどのようにお感じになりましたでしょうか。御感想などをお願いいたします。

(4番)

検察官の方の尋問については大変分かりやすかったですし、このときにいたこの人ですと、証人尋問を聞くにつれて時系列のイメージがどんどん分かりやすくなっていったので、とても分かりやすかったですし、流れも良かったと思います。

論告の内容も説得力がありましたし、分かりやすかったです。

(司会者)

ありがとうございました。

3番の方、いかがでしょうか。

(3番)

私も同じ事件をやったのですが、分かりやすいのか、分かりにくいのかという判断が、これしか知らないのによく分からないのですが、よく分かりましたというのが結論です。

最初に全体を紙に書いてあって、今ここをやっていると、頭の中で組み立てがしやすかったなと思います。

あと、これは少し不謹慎な言い方なのですが、その紙はあまりに分かりやすくしてしまうよりは、多少分かりにくい、質問して分かるぐらいの適当に硬い表現の方がいいのかなという気はしております。

(司会者)

今のは、冒頭陳述をするに当たって、検察官が配られた色刷りの紙、時系列も書

いてあったり、争っている事件ですので被告人と被害者との関係とか行動とかというのが書いてあって、それに伴ってこれから始まる証人尋問などの位置付けも鳥瞰的に書いてある、そんなペーパーのことでしょうか。

(3番)

はい。

(司会者)

尋問自体も、何でこういう質問をしているのかとか、これはこの場面のことを証人に聞いていますよというのは、聞いていて分かりやすかったですでしょうか。

(3番)

はい。それは分かりやすかったし、要はこちらとして納得できるというか、当然それは聞くよねというか、腑に落ちるといふところはあったと思います。

(司会者)

被告人質問は、最初に弁護人がまず聞いて、その後、検察官も聞いていきますね。この弁護人が先に聞いた後の検察官の被告人に対する質問はいかがだったでしょうか。印象に残っていますか。

(3番)

印象でよろしいですか。やはり検察官が聞くというトーンが非常に厳しく感じました。私があるとき思ったのは、やはりそれぞれの立場で聞いているので、そのトーンは少し頭から外さなければいけないのかなと、私はそのとき感じました。言っている内容に極力集中しようと。そこは裁判員、裁判官の立場で見ているのだから、そこは注意しないといけないのかなと感じました。

(司会者)

間違っていたらごめんなさい。検察官の質問が追及口調で、ちょっとそれはいかがかなという疑問を持ちながら聞いていたと、そういう趣旨でしょうか。

(3番)

それでは全くないです。そういうことはないですね。やはり立場の違いを感じる

トーンというか、それは感じました。

(司会者)

ありがとうございました。

4番の方にも同じ質問なのですが、被告人質問における検察官の質問はどのような印象でしょうか。

(4番)

そうですね。特にきつく追及ということではなく、真摯な態度というか、職務上の態度でやられていたと思います。

(司会者)

ありがとうございました。

それでは2番の方、御自身が担当された事件における検察官の法廷での活動について御意見、御感想をお願いします。

(2番)

検察官の方の活動についてですが、冒頭陳述メモとか論告メモとかを出していただいたのですが、そういうのが非常に事件ごとにまとまっていて、これはこういうことだよというのが分かりやすかったと思います。

あと、お二人いたのですが、お二人とも結構はっきりしゃべるという感じで、聞き取りやすいと思いました。

(司会者)

論告、求刑はどうでしたか。

(2番)

納得できるような感じを受けました。

(司会者)

検察官の論告は全部の証拠調べが終わった総まとめとして、争っている事件についての検察官の物の見方というものを提示しているものだと思うのですが、改めて裁判員の方々から見たときには、この11件という多数の事件を分かりやす

く整理した形で解説している、あるいは法的な評価を与えているというイメージはあったのでしょうか。

(2番)

そうですね。被害者の方のお話とかもきちんと分かりやすく教えていただいて、争点のところは特に詳しく書いてあったので納得しました。

(司会者)

ありがとうございました。

では1番の方、御自身が担当された事件の検察官の法廷での活動について、御意見、御感想をお話してください。

(1番)

検察官の方はやさしいというか、分かりやすく説明してくれたのと、言葉自体が自分には自信を持ってやっているというのがはっきり出ていまして、間違いがないという感じのしゃべり方がありました。

分からなければ、先ほど言いましたように、顔を横にぽっと向けると、もう少し分かりやすく説明をやり替えてくれたり、すごく私たち裁判員に分かるようにと一生懸命やってくれたのは印象的でした。

(司会者)

かなりたくさん証人を呼んだわけですね。先ほどの解剖を担当した証人の方もいらっしゃったし、あるいは事件関係者の方もいたわけですがけれども、尋問としては分かりやすい尋問をしていたのでしょうか。

(1番)

この医師はすごい名医というか一流の人らしいのですけれども、やはりちょっと医学の方でしゃべろうとするような感じでしたので、少し分かりづらいところもあったのです。

弁護人が呼んだ医師の方が、分かりますかとみんなに尋ねながらしゃべってくれたというのはありました。

でも、そのしゃべり方はちょっとか思ったけれども、本当に傷が少なかったというのがありましたので、そういう意味の説明はすごくよく分かって、ここまでできません、これ以上の鑑定はできませんという感じが多かったので、多分医師の方も大変だったのではないかなと思います。

検察官も大変だったのでしょうか。それを分かりやすく私たちに言ってくださるから、大変だったと思います。

(司会者)

1番の方が担当された事件は、検察官も弁護人もそれぞれ法医学者を証人として出されて、ぶつかり合った内容になっているのですけれども、専門的知識を法廷で証言として出すことについて、うまく検察官は引き出してくれたということによろしいですか。

(1番)

はい。

(司会者)

あと被告人質問について、被告人は二人いたわけですがけれども、それぞれの弁護人が質問した後、検察官も質問していましたけれども、検察官の被告人に対する質問はどのような印象でしょうか。

(1番)

検察官も少し困ったような感じがしていましたね。二人が全く違うことを言って、どちらが主犯だったのか分からないような感じもありましたので、言葉が少し荒いときもあったような気がします。でも、それはそれなりに、私たちが多分思っていることを聞いてくれて、お互いに質問しているのだらうなというのしか、私には分からなかったです。

(司会者)

最後に論告、求刑があったと思うのですけれども、その論告で先ほどの事前共謀があるかないかということについての説明があったと思うのですが、その点は説得

的なものになりましたか。

(1番)

そうですね。

(司会者)

ありがとうございました。

それでは、今度は弁護人の法廷の活動について御意見、御感想を伺いたいと思います。

弁護人の活動としては冒頭陳述、いわゆるプレゼンがあり、その後、証人尋問や被告人質問、更には証拠書類の取調べ請求などがあったかもしれません。そして、検察官の論告に次いで弁論があったと思います。

皆様から見まして、弁護人の法廷での活動について、この点は分かりやすかったとか、ここは分かりづらかったとか、ここは改めた方がいいとか、御自身が担当された事件についておっしゃっていただきたいと思います。

再び6番の方、お願いいたします。弁護人の法廷での活動についてです。

(6番)

冒頭陳述のときに、検察官の方は一覧表ということでペーパーを出してくださいました。弁護人の方は冒頭のときには、確かそれはなかったかと思うのです。

それで、弁護人の意図は何となく分かったのですけれども、それを言葉として使うときに、この件は犯人不詳のミステリアスな事件ですという言い方をされていて、よくテレビで見ているようなセンセーショナルなせりふみたいな感じを受けました。

逆にそれはあまりいい印象ではなかったと思いました。やはり私たちは素人ですけれども、ここに臨んできている以上、専門的な言葉も理解しようと思って来ているし、あまりドラマチックな感じでお膳立てされてしまうと逆に冷めてしまう感じで。こちらが一生懸命理解しようと思って来ているところを、少し言葉は悪いのですが、何となくばかにされているような感じがして、私たちは素人なのだから分かりやすくして下さろうというのは分かるのだけれども、逆にそれは裏目に出て

しまつて、弁護人の方の最初の印象はあまり良くなかつたというのありました。

(司会者)

ありがとうございました。

論告あるいは検察官の冒頭陳述は、紙が配られたわけですね。多分色がついてカラフルだったと思うのです。

弁護人の方は、6番の方が担当された事件では配られなかつた記憶があるわけですね。冒頭陳述なのか弁論なのかはともかく。

(6番)

冒頭陳述では配られなかつたと思います。

最後の弁論のときには、紙があつたかどうかはちょっと覚えていないのですけれども、ときどき可視化してくださろうと思っているのか、表が来たりするのですけれども、逆に表の意味が分からないのです。

(司会者)

ありがとうございました。

では、5番の方が見た弁護人の法廷での活動はいかがでしたでしょうか。

(5番)

弁護人の方からの質問及び弁論は、これは個人の印象が入るのかもしれないですけれども、とても分かりにくかつたです。

一体何が言いたくて、どこを論点でということが全く最初は分からなくて、検察官の話を受けて改めて別の時間になされたと思うのですけれども、そのときは検察官が配られたような時系列だとか説明書のようなメモもなく、後で法廷を出るときになってからようやくパワーポイントでぱぱつと作つたようなものが配られて、説明の仕方というか、一般的な企業なりで言えば、プレゼンテーションに差があるのではないかと感じるほど上手ではなかつたという印象がありました。

3人弁護人の方がいらつしやつたのですけれども、それぞれの方のお話の論点が結構統一されていない部分を感じられて、Aの人はこう言うけれども、Bの人はこ

う言っている、Cの人はこう言っていると。まだ審理に入る前ですけれども、最初の証人の方などが登場されるぐらいまでの前半戦では、そのプレゼンテーションが本当に分かりづらくて、どう理解すればいいのだろうかというのは少し迷いました。

(司会者)

ありがとうございました。

やはり弁論などで弁護人の方が説明するわけですけれども、あらかじめ紙を配ってもらって、それに基づいて説明してもらった方が分かりやすいという印象があるということでしょうか。

(5番)

そうですね。

それと、もう一つ言い忘れたのですが、これは裁判の手續とか法律上、仕方ないことなのかもしれないのですけれども、質問の順番で検察官が質問されて、検察側の証人が立たれて、その後、弁護人側という順番でしたけれども、それはどうしてそうではないといけないのかなという疑問は、後出しじゃんけんと感じるようなことが幾つかあったので、疑問として、終わった後は残っていますね、今も。

(司会者)

ありがとうございました。

では4番の方、弁護人の活動についてはどのような御感想をお持ちでしょうか。

(4番)

弁護人の方の尋問の意図は分かりやすかったですし、流れもよかったですのですが、一点、証人尋問で記憶があやふやですとおっしゃった証人の方がいて、もともと弁護人の方は早口の方だったのですが、あやふやですと言っているところに、早口でどうなのですか、どうなのですかみたいに言っている場面がありまして、不謹慎なのですが、ドラマみたいだなと思った感想はあります。

それと、弁論の内容についても最後の最後で良心に訴えるような言葉を、何か本か有名な方の言葉か、ちょっと忘れてしまったのですが、その言葉を引用されて、

思うがままに判断してくださいみたいなことを最後の最後でおっしゃられたので、
こういう弁論の仕方もあるのだなというのが印象的でした。

(司会者)

最後の言葉は、決して悪い印象でおっしゃっているわけではないということですね。

(4番)

そうです。そういうやり方もあるのだなと思いました。

(司会者)

ありがとうございました。

では、3番の方はいかがでしょうか。弁護人の法廷での活動についてです。

(3番)

今、4番の方がおっしゃったのと大体ダブるのですけれども、流れとか出てくるもの、文書ですとか、そういうものは非常に良かったというか、腑に落ちる、分かりましたという感じです。

先ほど申しあげました声のトーンなどが、やはり多少ドラマチックに少し感情を乗せて、異議がありますとか、そういうのがあったので、やはり本当の裁判でも多少そういうことが起こるのだなと思いました。

程度はそんなにひどいとは感じませんでした。

それから、我々の場合は供述調書をそのまま証拠として取り上げるかどうかというところで、争点はどちらの話が信用できますかということでしたので、そのときに私たちはどういうことが起きているかよく分からなかったので、裁判長の方から、あれはこういうことでこういう扱いにしますという説明を受けたのです。

そのときに、逆に争点を思い出すという効果があって、そうか、私たちはどちらの話が信用できるのかということをやっているのだと、けがの功名と言うと少し変かもしれませんが、そこでふと我に返ることがありました。

(司会者)

結論的には有罪の認定をされたわけですがけれども、弁護人の弁論を聞かれて、立場上そう言っていることは理解できるとか、内容的に矛盾とか、おかしさというのを感じたということはあったのでしょうか。

(3番)

それ自体にはなかったと思います。

あくまで出てきた事実をもとにみんなで評議した結果、こちらの人のことは信用ならない、こちらの方が言っていることが正しいと思われると判断しました。

(司会者)

ありがとうございました。

では2番の方、弁護人の法廷での活動をどのようにお感じになりましたか。

(2番)

今回被告人が二人いらっしゃって、4人の弁護人がいらっしゃいました。そのうちの一人の方が、裁判員裁判を意識してオーバーに演技をしているような、やり過ぎのような感じを受けてしまいました。あと、言っていることも聞きづらかったので、他の人から聞きづらいということで、もう一人の方と代わったりもしていたので、聞きづらかったりするのはやめていただきたかったなとは思いました。

(司会者)

聞きづらかったというのは、言葉、発音が聞きづらかったのか、そうではなくて何か別の理由があったのか、もう少し教えていただけますでしょうか。

(2番)

発音であったり、感情を入れてやり過ぎてしまって、聞きづらかったかなと。

(司会者)

もっと淡々と事実を確かめるというか、真実を追及するという形でやってほしかったなという印象ですか。

(2番)

そうですね。

(司会者)

ありがとうございました。

被告人が二人いて、それぞれに二人ずつ弁護人が付いていたということですがけれども、合計4人の弁護士を見て、やはり上手な方とか下手な方というのは分かるものなのですか。

(2番)

ベテランの方はすごく聞きやすく、分かりやすかったとは思いますが。

(司会者)

それは声の大きさとか言葉遣いとか、そういう面なのでしょうか。何かベテランの方は分かりやすいということのポイントになるようなことがおありであれば、教えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

(2番)

前の聞きづらかった人がちょっとやり過ぎな感じで、あとは普通に。

(司会者)

目立ってしまったということですか。

(2番)

そうです。狙ってしまって聞きづらかったなど。

(司会者)

ありがとうございました。

1番の方、弁護人の法廷での活動についてはいかがだったでしょうか。

(1番)

国選辩护人3人と私選辩护人の方がいたのですがけれども、丸っきり違ったのです。国選辩护人の方は3人でもどうしていいか分からないような、ちょっと頼りないなという話し方が多かったのです。

さすがに私選辩护人は、どんとして座っていて、要らない言葉は全部しゃべらせないという感じで、ぼんぼんと言っていくような感じがして、検察官の方から言わ

れても、国選弁護人の3人の方がどうしていいか分からないような、話し合いをそこで何回も持つような感じがあったので、我々ももうちょっとまとめて、何で3人はもっと前に話し合っただけでこなかったのか、一人の人を弁護しているのだから、まとめてきてぱっと言えばいいものを、3人がばらばらみたいな感じがして、ちょっと頼りなかったというか、これでは被告人が少しかわいそうだなという部分もありました。

さすがに私選弁護人は、本当に自分が聞きたいことだけをぼんぼんと聞いたら、あとはもういいですという感じで、しゃべっていてもものすごく分かりやすいのだけれども、何かすごく怖いという感じも受けました。

(司会者)

今の証人尋問とか裁判所の釈明みたいなのところのやり取りで、一人の被告人は私選弁護人が付いていて、その方は証人尋問をするにしても被告人質問をするにしても、要点を淡々と聞いていて、余計なこと、無駄なことは聞かない、切り捨ててしまうということが裁判員の人でも分かるような、めり張りのついた質問をしていたという意味でよろしいですか。

(1番)

そうです。

(司会者)

一方のもう一人の被告人の方は国選弁護人が3人付いていたのだけれども、頼りないというか、その私選弁護人と比べると見劣りがするというのでしょうか。

(1番)

そうですね。ちょっとやはりという感じはしました。

(司会者)

同じことかもしれませんが、被告人のために最後に弁論をすると思うのですけれども、やはりその私選弁護人の方は良かったのですか。

(1番)

そうですね。悪いことは悪いのだけれども、これで本人もという感じは出ていましたね。国選の方はどうしようかなという感じで、何を最終的に言いたかったのかなというところが見受けられました。

(司会者)

弁護人として被告人を弁護するに当たって、何を訴えたいのかというのが国選の3人の方からは伝わらなかった、あるいは感じとれなかったという意味なのでしょうか。

(1番)

そうですね。こういうことを言いたいのだろうけれども、もう少し自信を持って言ってほしいなというものが、弁護している以上は、この人の弁護をしているのだから、どんとしてやってほしいなというのはありました。

(司会者)

先ほど1番の方からは、検察官も自信に満ちた方とありましたが、弁護人の方も片方の私選弁護人の方は自信に満ちたような形でやっていると、余計に目立ってしまうのですかね。

(1番)

すごく目立ちましたね。何か言われても、3人で話し合いながら、こちらを見ながらというところが結構見られました。

(司会者)

最初にもっと相談して法廷に臨めばいいのにとという思いが強かったということになるのですか。

(1番)

そうですね。その場で言われてから3人で話し合うのではなく、休憩時間とかもあるのだから、何か話し合っても良かったのではないかなと思いました。

(司会者)

それが私選弁護人の方からは、迷うとか、そういう態度ではなく、ちゃんとぽん

ぽんと答えてくれていたということで、気持ち良かったということですか。

(1番)

そうですね。要らないことは全部排除みたいな感じで、重要なところだけぽんぽんと言えればいいよという感じの方でした。

(司会者)

ありがとうございました。

では、ここで現職の検察官、弁護士の方から経験者に対して御質問等がありましたらお願いしたいと思います。

まず鈴木検察官、もしもございましたら、どうぞ。

(検察官)

紙があった方が分かりやすいというお話が出ていたと思うのですが、こちらで作るときにあまりにも情報量が多いと、逆に分かりにくくなってしまわないかという懸念もありまして、どこまで載せるのかでいつも悩むのです。

やはり情報量は、少し足りないなというのであれば、最初は多少分かりにくくても情報量が多い方が後々役に立つという理解でよろしいのか、それとも、絞って出して、証拠調べのときに分からないところを裁判員の方々に聞いていただくという方が最終的には分かりやすいのか、この点はどうなのかを教えていただければと思います。

(司会者)

今の質問は、起訴状朗読、罪状認否の後に冒頭陳述、プレゼンがあると思いますが、けれども、そのときに、最初に理解してもらうために詳しくに情報を載せるという方がよろしいのか、多少は少なめに、骨格に若干肉付けといたしますか、少なめにしておいて、後で証拠調べをして証人の方の証言とか、あるいは供述調書などで少し肉付けをしていくという方が冒頭陳述の在り方としてはいいのか、そこについて皆様の感触を得たいという趣旨でよろしいですか。

(検察官)

はい。

(司会者)

まず手を挙げていただきましょうか。二者択一で。

最初から詳しいの冒頭陳述があった方がいいと思う方、挙手をお願いできますか。

(4名が挙手をした。)

(司会者)

では、逆を言うと、2番の方と4番の方は骨格だけで、そんなに詳しくではない方がいいのではないかという御意見でよろしいでしょうか。

2番の方、どうして最初は詳しいのものではなくてもいいのではないかというお気持ちなのでしょうか。

(2番)

まず要点を捉えたいなと思っていて、裁判が進んでいくうちに理解していければなと思いました。

(司会者)

2番の方は11件の事件だったので、余計にそれの一つ一つが詳しいと少し困るかなという意識もあるのでしょうか。

(2番)

そうですね。あと、争点の部分だけ少し詳しくして。

(司会者)

それでいいなということですね。

全体像は骨組みだけで、争点となっている、争われている三つの事件については少し詳しいの形の冒頭陳述だったら便利かなという思いですか。

(2番)

はい。

(司会者)

4番の方はいかがでしょうか。

(4番)

私も主要な事実関係と争点のポイントだけをばんと見せていただいて、そこで自分で法廷の回数を重ねていくごとに書き込んでいったりして、どんどん肉付けしていくという方が、私としては大変分かりやすいので。

(司会者)

ありがとうございます。

6番の方は詳しいの方がいいかなという御意見だと思いますが、いかがですか。

(6番)

そうですね。私、先ほど弁護士の方から冒頭陳述のときにペーパーがなかったと言ってしまったのは、実は今、見たら、あったのです。それは何の違いかないと思いましたが、検察官の方がすごく細かくて、この件は防犯ビデオが残ってしまっていて、それがコマ送りみたいになって証拠として出ていたのです。何時何分の何の件を見てくださいという細かい時間割も書いてありました。

それで、もちろん焦点を絞りながらそれを見ていて、それ以外のものも、私たちは評議室でもずっと全部流して見たりしていたのですけれども、逆にそういう細かいものがあって、ペーパーをいただいたという印象がものすごくあります。

弁護人の方はポイントが書いてあって、後で肉付けしていくというパターンだったので、逆にもらった記憶がなくなっていました。

なので、いろいろなパターンはあるかと思いますが、私の場合は状況証拠を詰めていかなければいけないという裁判だったので、あらかじめ必要な、このポイントはここを見てくださいという一覧があったのはとても役に立ちました。

(司会者)

ありがとうございました。

1番の方も冒頭陳述は詳しいの方がいいのではないかなという御意見だったと思いますが、それはどういうところからですか。

(1番)

やはり分からないから、そこに書いてくれていると、こういう感じなのだなというのがまず分かりますね。

それで、検察官が言ってくれば、これがこうでこうなったのだということで、すごく分かりやすく、自分の中で整理しやすくなるのです。だから、やはり詳しく載せてくれないと、こういう殺人事件というのは分かりづらいかと思います。本人たちも全然違いましたからね。

やはり検察が調べたものがきちんと載っていると、こういうことがあったのだなというので、すごく分かりやすかったです。

(司会者)

いろいろな登場人物があった事件だったので、検察官が言っていることが正しいかどうかを判断するための手続なのだけれども、ベースとなっている検察官の言い分がきっちり書いてあったら、後々まで弁護人の主張とかと対比させるためにも分かりやすいという趣旨ですね。

(1番)

はい。

(司会者)

他に質問等がございましたら、どうぞ。

(検察官)

事件ごとにやはりそれなりに濃淡をつけて記載する事項を検討していくべきだなというのが分かりましたので、大変参考になりました。ありがとうございます。

(司会者)

では、齋藤弁護士、どうぞ。

(弁護士)

まず弁護活動の点で、いろいろ皆さんがおっしゃっていただいたことについて聞かせていただきたいと思います。

まず2番の方と3番の方が、弁護活動のやり過ぎだと、3番の方はドラマチック

なテレビ番組のような尋問の場面があったということですが、そういう弁護活動が、例えば弁護人が主張していることに対して影響を与える、つまり淡々とやったときとドラマチックにやったときだと、あの弁護人が言っているのはちょっとどうなのか、みたいな影響を与えているのかどうかで、もし何かあれば教えていただきたいのですが。

(司会者)

3番の方からどうでしょうか。そのような演技が過剰だとか、あるいはドラマチックな発言みたいのがあったときに、弁護人が専門的な主張をしていることについての判断に影響を与えるかどうかという趣旨だと思いますが、いかがでしょうか。

(3番)

弁護人の主張に対しての影響ですね。

強いトーンで言ったときはここを強く言いたいのだろうとか、淡々としていればそこは想定どおりというか、想定外のことが起こるか何かそこで強く言いたいのだろうなという印象は当然持ちますが、私たち素人からすると、専門家として何らかの意図があるのだろうなという意図は、二重の、直接それを受けるのではなく、どういう意図があるのだろうというフィルターは掛けてしまうかなとは思っています。

そこは裁判長に後で、こういうふうにしたのですけれども、あれはどういうことを主張されているのでしょうかということは聞くしかないなと思いました。

(司会者)

2番の方がおっしゃっていたかな。その点はどうでしょうか。

(2番)

やはり信用性に欠けているというか、最初の場面で変わってしまったので、あまりいい影響は与えないかなとは思いました。

(弁護士)

6番の方はミステリアスな事件ですということで、いい印象を受けないということなのですからけれども、それでも弁論、資料を見ると多分弁論のこと、冒頭陳述と同

じ人が弁論をやったのだと思うのですけれども、最初の冒頭陳述で弁護人がそういうことを言って、あまり印象がよろしくないということが多分ずっとその影響があつて、最後に弁論をやったのですが、弁論のときは弁護人の方は資料は何もないということですね。

弁護人は資料が何もなくて検察官はあるというときに、やはり自分の中で検察官があるから、ある意味そちらを主体で見る、弁護人は一応弁論で何もペーパーがないから自分の記憶の中で整理しておかないといけないなみたいなことで、何かやりにくさとか、弁護人はもう少しペーパーがあれば、ある程度議論できたのにみたいな感想というのはありますか。

(6番)

それは確かにあると思います。

ペーパーを間にいただいたかもしれないぐらいの印象しかなくて、いただいたときも表になっていて、丸がついて、1番の要点は丸が何個みたいな、表だけをいただいても意味が分からないような表をいただきました。

あと、弁護人の方がお二人いらしたので、それぞれでプレゼンのやり方が違うと
いいですか、それは仕方がないのかな、統一したものが出しにくい部分はあるのかな
というのはあるのですけれども、多分弁護人の方は、とにかく状況証拠が確実な
証拠としては採用されないのですよということを最終的にずっと言いたかったのだ
ろうという印象が私の中にあります。

弁護人の方は一つ一つに対して、これは丸とか、これはバツとかと判断をする必要はないのですという
意味で、可視化されたようなプレゼンはされなかったのかなという印象があります。正しいかどうかは
分かりません。私はそう思って聞いていました。

(弁護士)

同じく6番の方、表を見ると、弁護人の弁論のときに検察官から何かそこはおかしい
のではないかみたいな異議が出ているようなのですけれども、弁護人が弁論の

途中で検察官から異議を言われてしまうということについて、弁護人の評価などについて影響を与えるものなのかどうか、それはいかがですか。

(6番)

そのお若い方の方はどうしても検察官の方から異議を申し立てられることが多かったのと、同じ弁護人の方でも年配の方からも、ちょっと待ってと待ったを掛けられることが度々ありました。

それから、これは多分その方のやり方なのだろうと思うのですけれども、証人の方とかを怒らせるような質問の仕方をするイメージがありました。

それで、証人の方が医師なので、プライドを少し傷つけるような言い回しをされて、少しいらっとして、先ほどと少し違った言い方をしたのではないかというのを引き出そうとしているのかなという印象を受けまして、それが良かったかどうかは分かりませんが、そういうやり方をしている方なのかなという印象は受けました。

(弁護士)

3番と4番の方の事件だと思うのですけれども、これを見ると、配布資料として読み上げ原稿を弁護人が出したとなっているので、検察官みたいな一覧表ではなくて読み上げる原稿を何枚か挟んであるので、それは何か印象はありますか。

(3番)

手元に資料がないのであれなのですけれども、一応まとまったパッケージみたいなものをいただいたと思うのです。

(弁護士)

読み上げ原稿をそのまま出したみたいなことではないですか。

(3番)

そうではなかったと。

(4番)

読み上げ原稿というのは、何かずらずらと文献のような、本を印刷したようなも

のをずらずらと、精神疾患についてのそういうあれですね。

(3番)

弁論のところでは両者がまとめたものを出されたと記憶はしております。

(弁護士)

5番の方、休憩中に裁判官から予習、復習をされたとか、したとかとおっしゃっていたと思うのですけれども、それは裁判官に教えてもらうみたいな形なのですか。

(5番)

そんな堅苦しいものではなくて、こういうふうに休憩室に戻りますね。そのときに、あのことはどういうことなのですかとか、その他のあらゆる雑談も含めた上での一つのこと、このことについて補足をしますという堅苦しくて、いわゆるこの裁判の予習、復習という一連の流れとは全く別のものですね。

(弁護士)

評議のやりやすさ、しやすさという点で伺いたいのですけれども、3番の方、証拠が足りないのではないかなと思っていただけれども、証拠について自分の疑問を言わなかったとか言えなかったという発言があったと思うのですけれども、やはり雰囲気として他の裁判員とか裁判官に、これは証拠がないのではないですかとか、この辺はどうなのですかみたいなことを自由闊達に議論ができるという雰囲気だったということでもいいのですか。そういうことが言えなかったという理由は何かあるのですか。

(3番)

これは私の個人的な思考かもしれませんが、何かをイメージするときに、人の罪がかかっていますので、秒単位ぐらいでかつちり再現をしてから見たいなという気持ちがすごく出てきていまして、そうすると、出てきているものを端から端まで全部見たいなぐらいの欲求が出てきてしまうのです。

進んでいく中で、評議するには十分なものが出ていたと思うのですけれども、そこからもっと詳しく、本当に隅から隅まで全てのものを見たかという、そのとき

は自分としては分からないというか、そういうところは少しあったかなとは思いますが。

ただ、評議をした途中経過だとか結果に対して、何かがなかったからそこが落ちているということはないと言えます。

(弁護士)

6番の方、証拠の中で解剖の画像があったのですか。それはそのまま出てきたという感じなのですか。何か加工されていたとかですか。

(6番)

お顔の部分がちょっと分からないような感じにはしていましたけれども、ほぼそのままです。

(弁護士)

それを見て、自分としてはちょっと気持ち悪くなってしまったとか、ここまでやらなくていいのではないかとか、その辺の感想はありますか。

(6番)

解剖ですので気持ちのいいものではなかったです。ただ、これは証拠として出されている以上、亡くなった被害者が赤ちゃんで本人が証言のしようがない状況なので、私たちがこの子が出しているこの状況を全部きちんと見て判断してあげなくてはいけないとは思いながら見ました。なので、これはやり過ぎではないのかとか、そういうふうには思いませんでした。この状況は絶対無駄にはいけないと思って、一生懸命見させていただきました。

(弁護士)

以上です。ありがとうございました。

(司会者)

6番の方、いわゆる刺激的証拠と言いますが、これは選任手続のときに事前に、こういう証拠がありますよというアナウンスはありましたか。

(6番)

はい。ありました。

(司会者)

私は絶対に耐えられないという人は申し出てくださいとか、そういうアナウンスもありましたか。

(6番)

はい。個別にその事情をお伺いしますということで、別室に行かれて、その件でお話しされたかどうかは分かりませんが、そういう最初の選任の時間のときにかなりお時間をとってやられていました。

(司会者)

ありがとうございました。

今度は評議の話をさせていただきたいと思います。

お尋ねしたいのは、評議は話しやすい雰囲気でしたでしょうか、あるいは十分な議論ができたでしょうか、今から振り返ってみての御感想をいただければ有り難いと思います。

まず1番の方からお尋ねしましょう。

1番の方にとって評議は話しやすい雰囲気だったでしょうか。また、十分な議論はできたでしょうか。

(1番)

話しやすかったですし、時間も掛けましたし、変な話ですが十何日間も一緒にいましたので、結構みんなでいろいろなことを話しながら、ああでもない、こうでもないと言いながらやったので、十分にできたと思います。

(司会者)

ありがとうございました。

では2番の方はいかがでしょうか。

評議は話しやすい雰囲気だったでしょうか、あるいは十分な議論はできたでしょうか。

(2番)

議題について全員が意見を順番に述べていく場があったので、あまり自分から手を挙げていくのが苦手なので、裁判官の方がそういうふうに振っていただいたのはすごく有り難く言いやすかったかなと思いました。

先ほども言ったのですけれども、4日の評議はちょっと少なかったかなと、終わってからですけれども、もっとあってもいいかなとは思いました。

(司会者)

ありがとうございました。

3番の方はいかがでしょうか。

(3番)

雰囲気はとても話しやすい雰囲気でした。自分を格好つけたり偽ったりする必要が全くないので、本当に自分の思ったことを言うし、別に空気も読まなくていいし、全く関係ないところで言えるというのはとてもいいと思いました。

一つだけ、先ほども申し上げたのですが、書類とかそういうものをちゃんと見たには見たのですけれども、読み込んだかという私の性格上もっと読み込みたかったというのが一つございます。

(司会者)

ありがとうございました。

では4番の方、お願いします。

(4番)

担当された裁判官の方が3人とも和やかな雰囲気の方で、評議室の中もとても穏やかに議論が進んでいくという感じでしたし、発言もしやすい状態でした。議論も十分にできたと思います。

(司会者)

ありがとうございました。

5番の方、いかがでしょうか。

(5番)

いろいろな世代，いろいろな職業，いろいろな人生を生きてこられた方がたまたま集まった場でも，12日間近くともにしていると，非常にチームワークがちゃんとでき上がっていくのだなというのがすごくいい経験になりましたし，評議に関しては多分これ以上やったほうがいいのかもしいし，これぐらいにしておいた方がいいのかと，確か最後に判決が決まったときに，もうこれで決まったのだからこれで終わり。裁判官だったと思うのですけれども，ここで終了という一言ですっきり終わって，ああしておけばよかった，こうしておけばよかったというものを残すことなく終わったので，初日から本当に，これは何か自動選別ではなくて個性をコンピューターか何かで選んで人選しているのかなと思うぐらいバランスのいいチームワークでしたし，そこで出会えた方々との時間というのはものすごく財産になりました。とてもいい評議だったと思います。

(司会者)

ありがとうございました。

では6番の方，いかがでしょうか。

(6番)

皆さん和やかな感じで，最終的に雰囲気としてはとても話しやすい雰囲気だったと思います。

裁判長とか裁判官の方も皆さん，優しい雰囲気の方々だったので，お子さんの案件を扱うにはすごくベストな人たちだったのではないかなと思いました。

(司会者)

ありがとうございました。

中川裁判官，何か御感想なりお尋ねになりたいことはありますか。

(裁判官)

一つだけ質問いたします。

どの方も審理だけではなくて評議の期間が長い事件を担当されておりますけれど

も、期間の長い評議を行うに当たってどのような工夫をする必要があったと感じられたのかについて御意見をお伺いしたいと思いました。

難しい質問かもしれませんが、もし御意見のある方がいらっしゃれば挙手をしていたいただければと思います。

(司会者)

それは裁判所に何か配慮してほしい御希望をお尋ねしたいということですね。

(裁判官)

そういうことです。

(司会者)

モチベーションの持続とか、健康管理とか、そういうことも含めてという趣旨でしょうか。

(裁判官)

はい。

(司会者)

何か御意見、御希望等を賜ればと思いますが、いかがでしょうか。

(3番)

自分の事例というよりも人の心配になってしまうのですが、裁判員として出てこられる人というのは、実際のところ、時間的、経済的、気持ちの面でも結構余裕のある人なのではないかなと私は思っていて、その三つが心配な人は断って、ある程度均質な集団が集まっているのではないかと私は思っているのですが。

長引いたときに、ぎりぎりで来ている人が途中で脱落、要するにこれ以上は経済的に無理ですとか、そうなることはないのかなというのが私は少し心配しておりました。すみません。ちょっと答えになっているか分からないのですが。

(司会者)

ありがとうございました。

どうぞ、5番の方。

(5番)

これは個人の感想なのですけれども、やはり時間的な拘束が、私は12日で、自分でスケジュールをコントロールできて、やり繰りには問題なかったのですけれども、やはり報酬の部分がもう少しあってもいいのではないかと思いました。

あの拘束日程で、仮に20日間拘束されてこの報酬というのは、会社勤めの人などは、会社が認めていて、その分を補充するなどという制度が整っていればいいのでしょうけれども、そうでないところも多いでしょうし、それを自己負担されていたり、お昼御飯代なども結局毎日出ていくわけで、そのところでもう少し報酬という部分を払ってあげると来やすくなる人は、3番の方とも少しダブる意見かもしれませんが、感じました。

(司会者)

ありがとうございました。

鈴木検察官、齋藤弁護士、他にございましたらどうぞ。

(弁護士)

評議の期間とか長さの件なのですけれども、私個人としてはもちろん争点整理をして大体このくらいで終わるかなということで予定を組んで、その期間でやるというのが理想なのでしょうけれども、例えば先ほど3番、4番の方で、途中で誰か、被害者が来なかったなどというアクシデントもあるだろうし、実際に評議を始めてみたらすごく議論が紛糾して、全然その期間で終わらないということもある可能性を考えると、評議についてはある程度の余裕を持って、その前に終わるのだったら別にいいですということで、私としては十分な評議ということの観点からそちらの方が望ましいかなとは考えているのですが、それだと拘束時間が不定期でよく分からない、それだったらやりたくないということもあるかもしれない。

だから、その辺の考えについて、例えば評議はじっくりやりたいからある程度時間をかけても仕方がないというのか、ある程度かちっと決めてもらって、その中で詰め込んでしまうなど、そのやり方について何か御意見がある方があったら言って

いただきたいのです。

(司会者)

どうでしょうか。

評議の日が4日ぐらいかなと、最初にスケジュールを組んだときに思っている、長くなってしまうかもしれないので、例えば6日分取ってしまう。それで、実際に皆様が選ばれて評議をやったら、やはり4日で済んでしまったというときには、残りの2日は来なくていいですよというアナウンスをするというやり方。だから、皆様に最初に来る6週間前の案内状には6日分取ってあることで選任手続まで来ていただくというやり方と、最初から来る日数は少なくした方がいいだろうということで、4日の見通しだと4日のままで御案内するというやり方と、どちらの方が望ましいというお考えがおありの方があれば御発言いただきたいという趣旨だと思います。どうでしょうか。

2番の方は4日でよかったのかなという思いが、後から思ったとおっしゃっていたのですが。

(2番)

多分やってみないと内容というか、時間が足りるか足りないかというのは分からないと思うので。最初は4日も要るのかなと思ったのですけれども、やはり事件ごとに証人尋問とか時系列で証言に立ってもらった人の映像などを見返したりしていると、時間がどうしても少し足りなかったかなとは思いました。もう少しあってもいいかなとは思います。

(司会者)

例えば6日間、評議の日をとって、覚悟を決めて勤め先にも6日間休みますという形で申請していたけれども、あるときまとまってしまったので、あと二日はもういいですよと言われたら、どういうお気持ちになりますかということだろうと思うのです。

(2番)

難しいですね。

(司会者)

最初に4日間と聞いて、そんなに長く話し合うのかという気持ちだったのですか。

(2番)

そうですね。そんなに4日も要らないのではないかなとは思いました。

(司会者)

でも、4日目ぐらいになったら、もう少しあった方がいいかなという気持ちになつてしまったということですか。

(2番)

もっと他のことも時間を使ってやってもよかったのかなとは思いました。

(司会者)

ありがとうございました。

他の方はいかがですか。何か御意見等はございますか。5番の方、どうぞ。

(5番)

自分勝手な意見ですけれども、この裁判員制度で自分が裁判員として全うしたいという意思を出せば、何とかすべきなのではないですか。会社勤めであれば会社の方、他のいろいろな商売、いろいろな仕事がありますけれども、何とか工夫をして、そののところはもう決まったのだから、ここは理解してこの仕事を全うするということにするという決まり事があればいいと思います。

だから、一度やって思ったのは、半年経って、せつかく自分がこれだけ裁判というものとか、世の中の暮らしの中との身近さを非常に感じた経験からすると、また時間をそんなに置かずにやりたいなというぐらいの気持ちだったりするので、それぞれの都合があるので、どれが正しいというのは言えませんけれども、指名されたらやるというようになればいいなとは感じていますし、もし指名されれば、またやりたいなという個人の感想もあります。

(司会者)

ありがとうございました。

(3番)

思い出したので、自分の体験を語りたいと思います。

まず上司に説明するときに、詳しいことは向こうも聞けないだろうけれども、同じような案件だと大体どのくらい拘束されるのかと聞かれたときに答えられなかったのです。同じようなものは大体どのくらいを見ておけばいいのかと、多少長短はあるでしょうというのがあるので、そのときに大体でどのくらいというのは知りたいです。それで取っておけば、多少振れても分かったよとなると思うのです。

もう一つ、私たちの案件だと、少し飛んでしまって、そこでまたという特殊な案件だったのですけれども、そのときに私はどう会社に説明しようかなと思っていて、何で飛んでしまうのかとか、冷静に考えれば被害者の方が来られない、でもそれが本当に重要なことなのか、それは絶対行かなければいけないのかとか、そういうことを自分としてどこまで説明していいのかがちょっと分からなかったもので、それを補助するようなものが何かあればいいなと思いました。

理想としては、これこれでまた延びてしまいましたけれども、御協力お願いしますということで、裁判所はこう言っていますというのが、例えばそういうものがあれば、私もやりやすかったかなと思います。結果的には全部理解してもらって参加できたのですけれども。

(司会者)

ありがとうございました。

3番、4番の方は多分当初の予定で勤め先とか御家族の方に説明していたものが、急に4日間も必要になって、よくぞ1か月先にその日程を恐らく全員の方が調整して了解してくださったのだらうと思うのですけれども、そういうことでよろしいのですか。裁判員6名、補充裁判員2名、合計8名の方が了解してくださったということよろしいですか。

(3番・4番)

はい。

(司会者)

それは多分皆様の高い志，あるいは義務感がそうしてくださったのかなと私は思うのです。当初の予定でやりたいという人もいれば，やりたくないなと思いつつも，この日だったらいいかということで来ていたのが，急にまた，突然あと4日延長になりました，調整してくださいと言われてたら，ちょっと困るだろうなというところがあって，よくぞ全員の方が引き受けられたなと私は思っております。

割と調整はすぐにできてしまったのですか。それとも，1日，2日は空けてですか。

(3番)

裁判員ということで会社も少し違う扱い，触ってはいけないというような扱いになるので，よっぽど困っていなければ，分かりましたで済んでしまうと思うのです。私の場合はそうでした。

(司会者)

4番の方もお子様の関係もあるし，いろいろな予定もある中で御苦労されたのではないですか。

(4番)

そうですね。1か月ぐらい空いて，また更に日程の設定だったので，少し先のことの予定を立てるのが結構難しかったのですが，周りのサポートもありましたので，できました。

(司会者)

裁判員経験者の皆様，本日はお忙しい中，長時間にわたりまして御協力いただきましてありがとうございます。本日，皆様からいただきました御意見，御感想をもとに，今後の運用に役立てたいと存じます。

それでは，これもちまして意見交換会を終了させていただきます。

以上